

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置を実施します ～障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）～

障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、訪問型職場適応援助者、企業在籍型職場適応援助者が支援を実施する場合に、以下のとおり特例措置を実施します。

特例措置の詳細については労働局にお問合せください。

1 ICT技術を活用した遠隔による支援の実施

新型コロナウイルス感染症の影響のために対面での支援が困難である場合に、ICT機器（※）を活用し、遠隔で支援を実施した場合は支給対象とします。

※支給対象として認められるICT機器は、SkypeやZoomなどの顔や声、動作が確認できるツールです。

- ◆新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後も当分の間は本特例を適用します。
- ◆対面による支援が困難でない場合は、対面による支援のみが支給対象となりますのでご注意ください。

2 支援計画の変更手続きの簡素化

新型コロナウイルス感染症の影響のために支援計画に沿った支援ができず、支援内容を変更する場合、地域障害者職業センター（以下、「センター」という）に対して支援計画書の変更手続きを行う必要があります。事前にセンターと相談・協議し、了承を得ていれば、了承を得た日から変更されたものとみなします。

- ◆事前の相談・協議はメールやFAXなど、後日、センターの了承日が確認できる方法による必要があります。
- ◆支給申請時には、センターの承認印が押印された変更後の支援計画書の提出が必要です。
- ◆新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後も当分の間は本特例を適用します。

3 職場適応援助者養成研修受講料助成に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響のために、研修修了後早期に支援を行うことができない場合を考慮し、以下の特例を設けています。

- ◆緊急事態宣言の末日の翌日から6か月以内に初めての支援を行った場合は、研修修了日から6か月以内に初めての支援を行ったとみなします。
 - ◆緊急事態宣言期間の初日の前日から起算して6か月前の日から当該宣言期間の末日までの期間に修了した研修が対象となります。
- ※緊急事態措置を実施する区域が限定される場合であっても全国の事業所が対象となります。